

公益財団法人 高居百合子獣医学奨学財団  
理事長 高居 隆章 殿

## 誓 約 書

私は、公益財団法人 高居百合子獣医学奨学財団（以下「当法人」という。）から月額〇〇,〇〇〇円の奨学金の定額給付（期間：西暦〇〇〇〇年〇月〇日から西暦〇〇〇〇年〇月〇日まで）を受け、〇〇〇〇〇大学または大学院における獣医学の修業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約いたします。

第1条. 私は、本誓約書を提出後、貴法人（財団）が定める諸規程を遵守かつ、奨学生の責務を果たすものとし、規定に準じて、本奨学金の給付が開始されることに同意いたします。

第2条. 私は、本奨学金を本修業に関わる目的以外には使用いたしません。

第3条. 私は、貴法人（財団）に対し、毎年ごとの成績（学業成績証明書）を送付し、定期報告を行います。

第4条. 私は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貴法人（財団）が本奨学金の支給を停止しても異議を述べず、故意による重大な違約または虚偽その他不正手段が認められた場合において、返還請求があった場合においても速やかに応じます。

- (1) 就学大学または就学大学院を休学、転学または退学した場合
- (2) 就学大学または就学大学院から停学その他処分を受けた場合
- (3) 就学大学または就学大学院を学業成績の不良により留年した場合
- (4) 性行が著しく不良と認められる場合
- (5) 奨学生としての責務を怠り、当法人が奨学生として適当ではないと判断した場合
- (6) 奨学金規程第 12 条（学業成績証明書等の提出）で定める提出書類が、特別な理由なく当法人が指定する期日までに提出されない場合
- (7) 疾病、不慮の事故、災難等により欠席が 3 か月以上となった場合
- (8) 疾病、不慮の事故、災難等により修業の見込みがなくなった場合
- (9) 就学大学または就学大学院の内外を問わず処罰の対象となり、奨学金規程第 2 条（奨学生の応募資格）第 1 項で定める奨学生としての応募資格を逸脱した場合
- (10) 私および私と生計を一にする家族もしくは本人の 3 親等以内の親族が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であった場合および反社会的勢力に対して、自己（私）の名義を利用させようとした場合
- (11) 提出した書類の記載事項において、事実と相違することが判明した場合
- (12) 奨学金を必要としない理由が生じた場合

第5条. 私は貴法人（財団）が主催する奨学生交流会等の行事に関し、支障がない限り積極的に参加いたします。

第6条. 私は、本誓約書に定めのない事項または本誓約書の解釈に疑義が生じた場合は、貴法人（財団）と協議し、決定することに同意いたします。

西暦 年 月 日

誓約者氏名

(自 署)

印